

令和 7 年度版

「令和 6 年能登半島地震」に伴う

被災者支援



令和 7 年 4 月 1 日現在

目 次

ページ番号

第1章 総合相談

- 1 被災に関する困りごとの各種相談・・・・・・・・・・ 1

第2章 見舞金・義援金・支援金及び貸付け

- 2 災害見舞金の支給・・・・・・・・・・ 2
- 3 災害障害見舞金の支給・・・・・・・・・・ 3
- 4 災害義援金・・・・・・・・・・ 4
- 5 災害弔慰金・・・・・・・・・・ 6
- 6 被災者生活再建支援制度・・・・・・・・・・ 7

第3章 建物などの解体・撤去・災害ごみ

- 7 危険老朽空き家等解体支援補助金・・・・・・・・・・ 9
- 8 災害ごみの仮置き場の設置・・・・・・・・・・ 10

第4章 住宅の確保

- 9 住宅の部分修理支援事業・・・・・・・・・・ 12
- 10 木造住宅耐震改修等支援事業補助金・・・・・・・・・・ 13
- 11 被災者定住支援事業（住宅取得支援）・・・・・・・・・・ 14
- 12 被災者定住支援事業（住宅リフォーム支援）・・・・・・・・・・ 15
- 13 宅地液状化等復旧支援事業費補助金・・・・・・・・・・ 16
- 14 浄化槽災害復旧事業・・・・・・・・・・ 17

第5章 地域インフラ復旧支援

- 15 地域コミュニティ施設等再建支援事業・・・・・・・・・・ 18
- 16 地域コミュニティ維持支援事業・・・・・・・・・・ 19
- 17 被災した神社の鳥居等の撤去に係る費用の償還・・・・・・・・・・ 20
- 18 土地改良支援事業（小規模農業用施設の復旧支援事業）・・・・・・・・・・ 21

第6章 市税の減免など

19	被災代替家屋における固定資産税の減免	22
20	被災住宅用地における固定資産税の特例	23
21	納税（徴収）猶予	24
22	介護サービス利用料の免除	25
23	障害福祉サービス等の利用者負担額の免除	27
24	国民健康保険一部負担金の免除	28
25	後期高齢者医療保険一部負担金の免除	30
26	国民年金保険料の納付免除	32

第7章 事業者支援

27	専門家活用支援補助金	33
----	------------	----

第 1 章

総合相談・申請支援・り災証明書

1 被災に関する困りごとの各種相談

◆内容

令和6年能登半島地震による被災に関する困りごとについて、総合窓口にて相談を受けて、担当課に案内します。

◆問い合わせ先

市庁舎 1階

市民部 市民課

市民サービス・相談担当

Tel 74-8100

Eメールアドレス: shimin@city.himi.lg.jp

第 2 章

見舞金・義援金・支援金及び貸付け

2 富山県共同募金会による災害見舞金の支給

◆事業の内容

令和6年能登半島地震で住家が被害を受けられた世帯の世帯主に対して、災害見舞金を支給します。

◆支給対象者

災害発生時において氷見市に住民登録があり、当該住家に現に居住していた世帯主

◆支給額

被害の程度	り災証明書	災害見舞金
(1) 全壊	全壊	20,000 円
(2) 半壊	大規模半壊、 中規模半壊、 半壊	10,000 円

◆申請期間

令和7年5月30日まで

◆申請先及び問い合わせ先

氷見市鞍川975

氷見市社会福祉会館内 氷見市共同募金委員会

Tel 74-8407

3 災害障害見舞金の支給

◆事業の内容

令和6年能登半島地震で心身に重度の障害を受けた市民の方に災害障害見舞金を支給します。

◆支給対象者

被災当時氷見市に住所を有し、災害により下記に掲げる障害を受けた方

- ・両目が失明した方
- ・そしゃく及び言語の機能を廃した方
- ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- ・両上肢をひじ関節以上で失った方
- ・両上肢の用を全廃した方
- ・両下肢をひざ関節以上で失った方
- ・両下肢の用を全廃した方
- ・精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる方

◆支給額

重度の障害を受けた方が世帯の生計維持者であった場合は、250万円。
その他の方は125万円。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1階

市民部 福祉介護課

長寿生活支援担当

TEL 74-8111

Eメールアドレス: fukushi@city.himi.lg.jp

4 災害義援金

◆制度の内容

令和6年能登半島地震により、被災された世帯に対し、全国から寄せられた義援金を富山県災害義援金配分委員会および氷見市災害義援金配分委員会で決定した基準により配分します。

住家被害の配分対象となる世帯（り災証明書が交付されている世帯）には、順次郵送で申請書をお送りし、申請に基づき、県と市の義援金を合わせて振り込みます。一度申請されると次回の配分の際に、申請の必要はありません。

また、人的被害に該当すると思われる方は、会計課までご相談ください。

◆配分対象

別表のとおり

◆義援金の配分額

別表のとおり

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1階

会計課

TEL 74-8121

Eメールアドレス：kaikei@city.himi.lg.jp

別表

【人的被害】

被害区分	県義援金	市義援金	合計	対象
死亡	100 万円/人	20 万円/人	120 万円/人	地震により死亡した方のご遺族
重傷	50 万円/人	10 万円/人	60 万円/人	地震により負傷し、1 か月以上の治療を要する見込みの方

【住家被害】

被害区分	県義援金	市義援金	合計	対象
全壊	120 万円/世帯	15 万円/世帯	135 万円/世帯	「全壊」と認定された世帯
大規模半壊	90 万円/世帯	10.5 万円/世帯	100.5 万円/世帯	「大規模半壊」と認定された世帯
中規模半壊	60 万円/世帯	7.5 万円/世帯	67.5 万円/世帯	「中規模半壊」と認定された世帯
半壊	30 万円/世帯	3 万円/世帯	33 万円/世帯	「半壊」と認定された世帯
準半壊	12 万円/世帯	1.5 万円/世帯	13.5 万円/世帯	「準半壊」と認定された世帯
一部損壊	4 万円/世帯	0.8 万円/世帯	4.8 万円/世帯	「一部損壊」と認定された世帯

※世帯の被害区分は、「り災証明書」に記載の被害の程度です。

※県義援金・市義援金の額は、第一次配分と第二次配分の合計金額です。

5 災害弔慰金

◆制度の内容

令和6年能登半島地震により死亡し、被害を受けた当時氷見市に住所があった方のご遺族に、災害弔慰金を支給します。

災害と死亡との間に相当の因果関係がある場合に対象となりますので、該当すると思われる方は、福祉介護課までご相談ください。

◆支給対象

令和6年能登半島地震により死亡した方のご遺族

- ① 配偶者、子、父母、孫、祖父母
- ② ①のいずれもおられない場合は兄弟姉妹（ただし、死亡した方と死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限りです。）

◆支給額

- ・死亡した方が生計維持者であった場合は、500万円
- ・その他の方は250万円

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1階

市民部 福祉介護課

長寿生活支援担当

Tel 74-8111

Eメールアドレス：fukushi@city.himi.lg.jp

6 被災者生活再建支援制度

◆制度の内容

令和6年能登半島地震により、住宅が全壊、半壊又は居住不能となった世帯に対して、被災者生活再建支援法に基づき、支援金が被害者生活再建支援法人から支給されます。また、同法の対象とならない半壊及び準半壊世帯に対しても、富山県または氷見市から支給されます。

◆支給対象

次のいずれかに該当する世帯（り災証明書により確認）

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）
- ⑥住宅が半壊し、損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに居住することができる世帯（半壊世帯）
- ⑦住宅が半壊に準ずる程度の損傷を受けた世帯（準半壊世帯）

※ 住宅以外の被害に係るものは除きます。

◆支援金の支給額

別表のとおり

◆申請期間

基礎支援金 令和8年1月31日まで

加算支援金 令和9年1月31日まで

◆申請書提出先及び問い合わせ先

市庁舎 1階

市民部 市民課

市民サービス・相談担当

Tel 74-8010

Eメールアドレス: shimin@city.himi.lg.jp

別表

◆ 支援金の支給額

	基礎支援金※ ¹	加算支援金※ ¹		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
① 全壊 (損害割合 50%以上)	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
② 解体※ ²		補修	100 万円	200 万円
③ 長期避難		賃借 (公営住宅を除く)	50 万円	150 万円
④ 大規模半壊 (損害割合 40%台)	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借 (公営住宅を除く)	50 万円	100 万円
⑤ 中規模半壊 (損害割合 30%台)	—	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借 (公営住宅を除く)	25 万円	25 万円
⑥ 半壊 (損害割合 20%台) 《県事業》	—	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借 (公営住宅を除く)	25 万円	25 万円
⑦ 準半壊 (損害割合 10%台) 《市事業》	—	建設・購入	50 万円	50 万円
		補修	25 万円	25 万円
		賃借 (公営住宅を除く)	10 万円	10 万円

※¹ 世帯が 1 人の場合 (単数世帯) は、各該当金額の 3 / 4 の額

※² 大規模半壊～半壊のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、災害起因のやむを得ない理由により全部解体した場合

第 3 章

建物などの解体・撤去・災害ごみ

7 危険老朽空き家等解体支援補助金

◆事業の内容

市内の危険老朽空き家等の所有者が行う解体撤去に対し、対象除却費用を助成します。

◆事業主体

建物の所有者

◆補助対象

- (1) 居住を目的として建築し、現に居住していない建物で、
 【危険老朽空き家】 周囲に対して危険があると判断した空き家
 (国土交通省「住宅の不良度の測定基準」で100点以上)
 または、
 【老朽空き家】 昭和56年5月31日以前に建築された住宅
 (国土交通省「住宅の不良度の測定基準」で100点未満)
 であること。
- (2) 建物に、物権又は賃借権が設定されていないこと。
- (3) 建物の所有者に市税の滞納がないこと。
- (4) 氷見市内の事業者で、工事請負契約を行うこと。(当面の間は市外事業者でも可とする。)

◆補助金額

【危険老朽空き家】 対象除却費用の2／3 (上限50万円)

【老朽空き家】 対象除却費用の2／3 (上限30万円)

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 移住定住推進課

TEL 74-8075

Eメールアドレス: ijuteiju@city.himi.lg.jp

8 災害ごみの仮置場の設置

◆事業の内容

令和6年1月1日に発生した地震災害に伴う災害ごみ仮置場を次のとおり開設し、地震災害により使用できなくなった家財・家電、壁やコンクリート等のくず及び公費解体に伴う片付けごみの受け入れを行います。

なお、災害ごみの搬入を円滑に行うため、災害証明書が半壊以上の方に搬入許可証発行しております。搬入の際は必ず携行し、受付の際に運転免許証等の身分証明書と併せて提示してください。

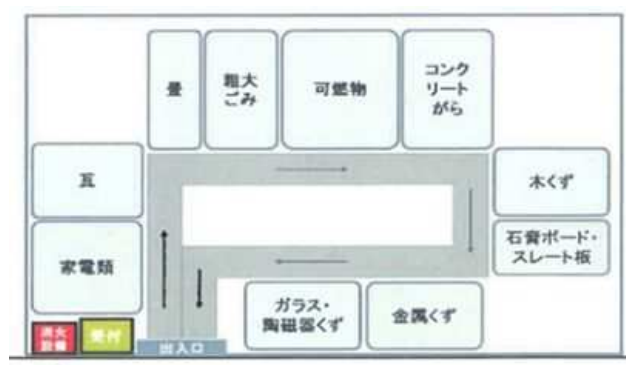
場 所：ふれあいの森 第2駐車場
(氷見市鞍川43番地1)

受入日時：平日

第2・4土曜日(当面の間)

受入時間：午前9時～午前11時

午後1時～午後3時



◆仮置き場の受付で提示するもの

●半壊以上の世帯

1. 身分証明書(運転免許証など)
2. 搬入許可証(自宅へ郵送で届きます。)

●半壊未満または災害証明書がない世帯

1. 身分証明書(運転免許証など)
2. 災害ごみごとの状況写真(地震災害により使用できなくなった物と確認できるものに限ります。)

◆仮置場に持ち込めるごみ

ごみの種類		内 容
1	家電類	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の家電類 ※冷蔵庫の食品等は全て出してから持ち込んでください。
2	瓦	
3	畳	
4	粗大ごみ	家庭から排出される生活粗大ごみ（ソファ、マットレスも持ち込み可）
5	ガラス・陶磁器くず	ガラスやガラス製品、茶碗や食器等の陶磁器類
6	金属くず	金属製家具、金属製品、トタン、鉄骨等の金属片
7	石膏ボード・スレート板	壁材等
8	木くず	木製家具、木製建材（柱、梁、垂木等）、庭木
9	コンクリートがら等	コンクリート片・ブロック、アスファルトくず等
10	不燃物	小さな瓦礫やガラス、土砂等が混在し、分別が困難な状態のもの
11	可燃物	細かな可燃物やプラスチック片等が混在し、分別が困難な状態のもの

◆注意事項

・災害ごみの仮置場では、普段の生活とは異なる分別区分に基づき受け入れ
しています。場内での混雑を緩和するため、事前に分別してからお持ち込み
ください。

・事業所から出たごみ、産業廃棄物（解体がれき等）は持ち込みできません。

・震災まで使用しており、震災により損壊・汚損したものに限り仮置場に持
ち込めます。・生ごみ等の普段の生活で発生する生活ごみは、通常のごみ収
集日に出してください。

・仮置場では、誘導員に従って決められた場所に災害ごみを置いてください。

・危険なものを持ち込む場合は、必ず受付の係員にお伝えください。

・ガラス片や釘などでケガをしないよう十分注意してください。

◆問い合わせ先

市庁舎 2階

市民部 環境保全課

Tel 74-8082、74-8065

Eメールアドレス：kankyou@city.himi.lg.jp

第 4 章

住宅の確保

9 住宅の部分修理支援事業

◆事業の内容

令和6年能登半島地震において、住家に被害を受け、日常生活に必要な最小限度の部分修理することで、住宅での生活が可能となることが見込まれる応急修理について支援します。

◆対象世帯

り災証明書の判定において、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の被害程度に該当し、自らの資力では応急修理をすることが出来ない世帯。

「全壊」の場合でも修理により居住が可能となる場合は対象になります。

住家が対象であり、物置、倉庫や車庫等は対象となりません。

◆応急修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分が対象となります。

◆支援金額

- (1) 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の被害を受けた世帯

限度額：70万6000円

- (2) 準半壊の被害を受けた世帯

限度額：34万3000円

※限度額を超える額については、自己負担となり、別途業者との契約が必要となります。

◆完了期限

令和7年10月31日

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

建設部 都市計画課

都市政策担当

Tel 74-8078

Eメールアドレス：toshikeikaku@city.himi.lg.jp

10 木造住宅耐震改修等支援事業補助金

◆事業の内容

地震発生時における木造住宅の倒壊や、避難路沿いにある危険なブロック塀等の倒壊による災害を防止するため、旧基準木造住宅の耐震改修、被災住宅の耐震改修又は現地での建替え、危険ブロック塀の除去・建替えに対し補助金を交付します。

◆補助対象

- (1) 旧基準木造住宅の耐震改修
 - ・ 木造一戸建てで、階数が2以下の在来軸組工法によるもの。
 - ・ 建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したもの
- (2) 被災住宅の耐震改修又は現地での建替え
 - ・ 木造一戸建てで、階数が2以下の在来軸組工法によるもの。
 - ・ 令和6年能登半島地震において被災し、準半壊以上のり災証明を受けたもの。
 - ・ 倒壊したもの又は耐震診断その他知事が認めた調査方法により倒壊の危険性があると判断されたもの。
- (3) 危険ブロック塀の除去または除去・建替え
 - ・ 避難路に面した危険ブロック塀等

◆補助金額

- (1) ・ 耐震改修計画策定費の2／3（上限20万円）
・ 耐震改修工事費の4／5（上限120万円）
- (2) ・ 被災住宅の建替え工事費の4／5（上限140万円）
（基礎補強の工事を含むものに限る）
・ 被災住宅の耐震改修工事費の4／5（上限140万円）
（基礎補強又は沈下・傾斜対策工事を含むものに限る）
- (3) ・ 危険ブロック塀の除去工事費の2／3（上限10万円）
・ 上記工事後に行う塀又は門柱の設置工事費の2／3（上限5万円）

※ 詳細についてはお問い合わせください。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階
建設部 都市計画課
建築住宅担当
TEL 74－8079
Eメールアドレス：toshikeikaku@city.himi.lg.jp

1 1 被災者定住支援事業（住宅取得支援）

◆事業の内容

市外から転入した方又は令和6年能登半島地震の被害を受けた方が自ら居住する目的で住宅を取得した方に対し、補助金を交付します。

◆補助対象

令和6年能登半島地震により災害証明書の損害程度が半壊以上又は市から応急住宅の提供を受けた方で、令和6年1月1日から令和9年3月31日まで間に市内において自らが居住する目的で住宅を取得した方

◆申請期間

住宅を取得後1年以内

◆補助金額

住宅の取得に要した費用の一部（新築の場合は10分の1、中古の場合は2分の1以内）とし、50万円を限度とします。

また、居住誘導区域内で住宅を取得した場合は10万円、取得した住宅で新たに三世代同居をする場合は30万円（三世代近居の場合は10万円）をそれぞれ加算します。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 未来戦略課（移住定住担当）

TEL 74-8190

Eメールアドレス：ijuteiju@city.himi.lg.jp

1 2 被災者定住支援事業（住宅リフォーム支援）

◆事業の内容

令和6年能登半島地震の被害を受けた方が自ら居住する目的で空き家を取得しその住宅のリフォーム工事をした方に対し、補助金を交付します。

◆補助対象

令和6年能登半島地震により災害証明書の損害程度が半壊以上又は市から応急住宅の提供を受けた方で、令和6年1月1日から令和9年3月31日までの間に自らが居住する目的で空き家を取得し、その住宅のリフォーム工事をした方（リフォーム工事完了後1年以内に居住すること。）

◆申請期間

当該住宅を取得後2年以内

◆補助金額

住宅のリフォームに要した費用の2分の1以内とし、100万円を限度とします。原則、市内に住所を有する法人又は個人事業主と契約を締結して施工した場合に限りますが、当面の間、市外に住所を有する法人又は個人事業主による施工も対象とします。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 未来戦略課（移住定住担当）

Tel 74-8190

Eメールアドレス：ijuteiju@city.himi.lg.jp

1 3 宅地液状化等復旧支援事業費補助金

◆事業の内容

令和6年能登半島地震において、宅地の液状化や擁壁の倒壊等により被災した住宅が存する宅地等の復旧工事費用を支援します。

◆補助対象

準半壊以上のり災証明を受けた住宅が存する宅地等の復旧工事

- (1) 復旧工事
被災住宅の原型復旧を基本とした工事
- (2) 地盤改良工事
液状化の再度災害防止のための住宅家屋下の地盤改良工事
- (3) 住宅基礎の傾斜修復工事
住宅家屋の基礎の沈下又は傾斜を復旧する工事（ジャッキアップ等）

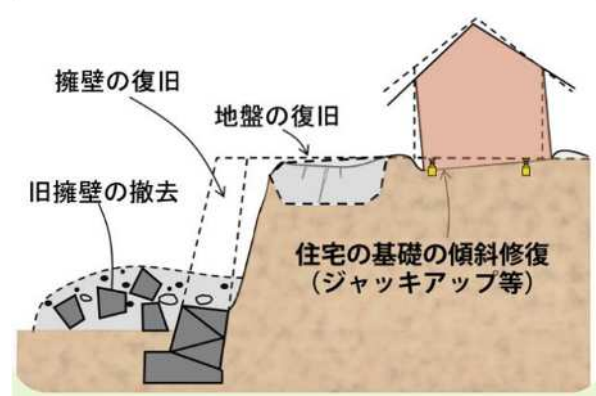
※地震の発生日以降に行った対象工事であれば遡って補助金を交付

◆補助金額

(対象工事費－50万円)の2/3（上限766万6千円）

※参考補助額

対象工事費	50万円	100万円	200万円	500万円	800万円	1,000万円	1,200万円
補助額	0円	33.3万円	100万円	300万円	500万円	633.3万円	766.6万円
個人負担額	50万円	66.7万円	100万円	200万円	300万円	366.7万円	433.4万円



◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階
建設部 都市計画課
建築住宅担当
Tel 74-8079
Eメールアドレス: toshikeikaku@city.himi.lg.jp

1 4 浄化槽災害復旧事業

◆事業の内容

令和6年能登半島地震により被害を受けた合併処理浄化槽を原形に復旧するために要する費用を助成します。

◆事業主体

合併処理浄化槽を原形に復旧しようとする方

対象区域は、下水道事業等の整備済区域及び認可区域を除く区域で一戸建て住宅

◆助成対象

合併処理浄化槽を原形に復旧するために要する費用を助成します。

ただし、宅内配管工事は除きます。

◆助成金額

合併処理浄化槽を原形に復旧するために要する経費で、環境大臣に協議し、承認を得た額

◆その他

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合はお問い合わせください

◆申請先及び問い合わせ先

氷見市湖光226-1

氷見市環境浄化センター3階

建設部 上下水道課

下水道経営企画担当

TEL 74-8207

Eメールアドレス: jyougesuidou@city.himi.lg.jp

第 5 章

地域インフラ復旧支援

15 地域コミュニティ施設等再建支援事業

◆事業の内容

令和6年能登半島地震により被害を受けた地域コミュニティの維持に向けて、被災した地域コミュニティ施設等の早期復旧を図るため、その施設の建替・修繕に係る経費を補助します。

※事前相談が必要です。

◆補助対象施設

次にあげる要件をすべて満たすもので、地域のコミュニティを維持するために復旧が必要であると市長が認めるもの。

- (1) 氷見市に存在し、土地に固定している工作物又は建築物であること。
- (2) 専ら地域の住民が利用していること。ただし、憲法に定める政教分離の原則に抵触する利用は除く。
- (3) 専ら地域の住民が交代で維持・管理していること。
- (4) 当該地域の住民が参加する祭りや行事などのコミュニティ活動に現に活用され、今後も活用を継続すること。

◆補助対象者

補助対象施設を維持及び管理し、建替・修繕を行う自治会

◆補助対象経費

補助対象施設及び当該施設の付属施設等の建替・修繕に係る経費

◆補助金額

- ・ 補助対象経費の2分の1以内の額で一自治会あたり上限300万円
- ・ 一施設を複数の自治会が建替・修繕を実施する場合は、その施設あたり上限300万円
- ・ 補助対象施設の建替・修繕事業に対して、他の補助金が交付されている施設及び交付対象であったが申請等を行っていない施設がある場合には、対象経費から控除する。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 地域振興課

地域協働担当

TEL 74-8013

Eメールアドレス: chiikishinkou@city.himi.lg.jp

16 地域コミュニティ維持支援事業

◆事業の内容

令和6年能登半島地震により世帯数が減少した自治会において、地域コミュニティの維持のために、地域を離れた住民に当該自治会の情報等を届ける経費や地域を離れた住民も参加できるイベント等の実施に係る経費に対し、補助します。

◆補助対象者

被災により令和6年1月1日の世帯数から事業を開始する月の初日の世帯数が10%以上減少した自治会

◆補助金額

項目	補助率	補助限度額
地域を離れた住民に当該自治会内の情報等を届ける経費	10分の10	100千円
地域を離れた住民も参加できるイベント等の実施に係る経費	2分の1	200千円

※詳細についてはお問い合わせください。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 地域振興課

地域協働担当

TEL 74-8013

Eメールアドレス：chiikishinkou@city.himi.lg.jp

1 7 被災した神社の鳥居等の撤去に係る費用の償還

◆事業の内容

令和6年1月1日能登半島地震による災害で被災した神社の鳥居等について、下記要件を満たす場合に、解体・撤去に係る費用を償還します。

◆解体・撤去の対象

- ・ 災害により市内において損壊した以下の建造物を解体・撤去したものであること。
 - (1) 神社の境内に設置された建造物（鳥居、石灯籠、鐘撞堂等）
 - (2) 公園等地域の共用スペースに設置された建造物（記念碑等）
 - (3) その他地域管理の施設で発生したがれき等
- ・ 周辺への影響を含めた二次災害の防止のため、自治会の負担にて解体・撤去を実施したものであること。

◆支援内容

- ・ 令和6年1月1日能登半島地震による災害で被災した神社の鳥居等の解体・撤去に要した費用の償還

◆申請期間

令和8年3月31日

◆申請先及び問い合わせ先

市役所 2階

市民部環境保全課

Tel 74-8082

Eメールアドレス : kankyou@city.himi.lg.jp

1 8 土地改良支援事業（小規模農業用施設の復旧支援事業）

◆事業の内容

令和6年能登半島地震により、被災した農業用施設のうち、地域団体が自主的・主体的に実施する小規模な施設の復旧事業に要する経費について支援します。

◆事業主体

自治会・町内会など、地域の人々により組織されている団体

◆助成対象

令和6年能登半島地震により被災した農業用施設の復旧

◆助成金額等

令和6年能登半島地震により被災した農業用施設の
復旧に伴う事業費の80%

（1申請につき、上限額80万円です。）

※令和8年3月31日までの特例措置

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 C棟1階

建設部 ふるさと整備課

農林業基盤整備担当

TEL 30-7011

Eメールアドレス: furusato@city.himi.lg.jp

第 6 章

市税の減免など

19 被災代替家屋における固定資産税の減額

◆事業の内容

令和6年能登半島地震におけるり災証明書の被害程度が半壊以上の住宅の所有者等が、市内に代替家屋等を取得又は改築した場合は、その代替家屋等の税額を被災した住宅の床面積相当分について、代替家屋等の取得等の翌年度から4年度分の固定資産税を2分の1減額します。

◆対象者

- (1) 被災家屋の所有者（共有者を含む。）
 - (2) 被災家屋の所有者に相続が生じた場合はその相続人
 - (3) 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
 - (4) 被災家屋の所有者が法人である場合、当該法人の合併により合併後に存続する法人または合併により設立された法人等
- ※ 被災家屋の所有者とは令和6年1月1日現在の所有者をいいます。

◆代替家屋の要件

- (1) 令和6年1月1日から令和11年3月31日までの間に取得または改築した家屋
 - (2) 被災家屋に代わるものとして取得した家屋であること
 - (3) 被災家屋を改築した場合は改築後の価格が被災家屋の価格以上であること
- ※ 原則として被災家屋と種類（用途）または使用目的が同一のものに限ります。

◆軽減の内容

被災家屋の床面積相当分に係る代替家屋の固定資産税の税額について、取得の翌年から4年度分を2分の1に減額します。共有名義の場合は、持ち分に応じて面積按分により算定します。

◆申請に必要なもの

- (1) 申請書
- (2) 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
- (3) 災害などの事実を証する書類（り災証明書など）

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1階
総務部 税務課
資産税担当
Tel 74-8045
Eメールアドレス: zeimu@city.himi.lg.jp

20 被災住宅用地における固定資産税の特例

◆事業の内容

令和6年能登半島地震におけるり災証明書の被害程度が半壊以上の家屋のある土地の固定資産税について、その家屋を公費解体等で解体した場合でも、被災後2年度分（令和6年度分、令和7年度分）について住宅用地特例が適用されます。

（公費解体等の申請をされた方は申告の必要はありません。）

◆対象者

- (1)被災住宅用地の所有者（共有者を含む。）
- (2)被災住宅用地の所有者に相続が生じたときはその相続人
- (3)被災住宅用地の所有者・相続人から取得した三親等内の親族
- (4)被災住宅用地の所有者が法人である場合、当該法人の合併・分割により被災住宅用地を取得した法人

◆被災家屋の要件

- (1) 家屋のり災証明書の被害の程度が半壊以上であること
- (2) 令和5年度において住宅用地の特例を受けていた土地であること
- (3) 令和6年ないし令和7年の1月1日現在で住宅用地以外の用途で利用されていない土地であること

◆住宅用地特例の内容

住宅用地特例は、以下のように減額されています。

区分	減額割合
小規模住宅用地 (200㎡以下)	課税標準額を評価額の 6分の1
一般住宅用地 (200㎡超え)	課税標準額を評価額の 3分の1

◆申請に必要なもの

- (1)申告書
- (2)本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
- (3)災害などの事実を証する書類（り災証明書など）

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1階

総務部 税務課

資産税担当

Tel 74-8045

Eメールアドレス：zeimu@city.himi.lg.jp

2 1 納税（徴収）猶予

◆事業の内容

令和 6 年能登半島地震における災害で、市税等を一時に納付することが困難な状況にある場合には、申請により原則として 1 年以内の期間に限り納税を猶予します。

◆対象者

今回の地震で被害を受けられた方

◆申請に必要なもの

- (1) 申請書
- (2) 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
- (3) 災害などの事実を証する書類（り災証明書など）

◆猶予期間

原則 1 年以内

◆徴収猶予が適用された場合

- (1) 新たな督促や差押え、換価（売却）などの滞納処分がされません。
- (2) 既に差押えを受けている財産がある場合には、申請により、その差押えが解除される場合があります。
- (3) 猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1 階

総務部 税務課

納税担当

Tel 7 4 - 8 0 4 1

E メールアドレス : zeimu@city.himi.lg.jp

2 2 介護サービス利用料の免除

◆事業の内容

令和6年能登半島地震により住宅等が全半壊するなど被害を受けた場合に、介護サービス利用料を免除します。

◆対象者

氷見市の介護保険に加入されている方で、次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡しまたは重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

◆利用の流れ

介護サービス事業所等の窓口で、対象者である旨を申告していただくことで、介護サービス利用料の支払いが不要となります。

◆免除の期間

令和7年6月末まで

◆留意事項

- ・免除を受けるには上記①～⑤のいずれかに該当する必要がありますので、後日、り災証明書等により確認を行うことがあります。
- ・市外の介護サービス事業所を利用した場合も支払いを求められることはありません。
- ・施設入所やショートステイ利用時の食費・居住費についてはこの免除の対象外です。
- ・免除対象になる介護サービス利用料を既に支払った場合は、市役所で還付申請をすることができます。次のものを持参のうえ窓口で手続きをしてください。

(1) 領収書

(2) 振込先がわかるもの（通帳、キャッシュカード）

※サービスを利用した本人以外の口座に振り込みを希望するときは委任状が必要です。

◆問い合わせ先

市庁舎 1 階

市民部 福祉介護課

介護保険担当

TEL 7 4 - 8 0 6 6

Eメールアドレス : fukushi@city.himi.lg.jp

※国の通知等により取扱いが変更となる可能性があります。

2 3 障害福祉サービス等の利用者負担額の免除

◆事業の内容

令和6年能登半島地震により障害者等又は生計維持者の居住する住宅等が全半壊するなど被害を受けた場合に、障害福祉サービス等の利用者負担額を免除します。

◆対象者

災害により次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた方
- ②主たる生計維持者が死亡しまたは重篤な傷病を追われた方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

◆免除期間

申請から6か月間

◆問い合わせ先

市庁舎 1階

市民部 福祉介護課

障害支援担当

TEL 74-8113

Eメールアドレス : fukushi@city.himi.lg.jp

2 4 国民健康保険一部負担金の免除

◆内容

令和6年能登半島地震により住宅が全壊、半壊した場合などに一部負担金（医療費の自己負担）を免除します。

◆対象者

氷見市の国民健康保険の被保険者で次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ①住宅の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者の業務を廃止、又は休止された方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

◆受診・利用の流れ

医療機関等を受診される際に、窓口で一部負担金免除証明書を提示いただくことで、自己負担分の支払いが不要となります。

◆留意事項

- ・県外の医療機関等を受診した場合も支払いを求められることはありません。
- ・入院時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ・接骨院・はり・きゅう・あんまマッサージなどの療養費は免除の対象とはなりません。

◆特例の期間

令和7年6月30日まで

◆一部負担金の還付

一部負担金の免除対象者で、令和6年1月1日以降に医療機関へ一部負担金を既に支払った場合、市役所で還付の申請をすることができます。次のものをご持参のうえ窓口で手続きをしてください。

1. 領収書
2. 通帳（世帯主もしくは医療を受けられた方）
3. り災証明書または一部負担金免除証明書
4. 窓口に来られる方の本人確認できる書類

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1 階

市民部 市民課

保険年金担当

Tel 7 4 - 8 0 6 1

E メールアドレス : shimin@city.himi.lg.jp

2 5 後期高齢者医療保険一部負担金の免除

◆内容

令和6年能登半島地震により住宅が全壊、半壊した場合などに一部負担金（医療費の自己負担）を免除します。

◆対象者

市内に住所のある富山県後期高齢者医療広域連合の被保険者で次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ①住宅の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者の業務を廃止、又は休止された方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

◆対象となる医療費

令和6年1月1日から令和7年6月30日までの間に受診した診療、調剤、保険外併用（通常医療と先進医療等の併用の場合）及び訪問看護に係る医療費

◆有効期間

令和7年6月30日まで

◆一部負担金支払い免除のお手続き方法

免除証明書は、り災証明書をご準備のうえ、市民課保険年金担当で申請してください。免除証明書を医療機関に提示することで一部負担金の支払いを免除します。

◆留意事項

- ・ 県外の医療機関を受診された際でも免除の対象となります。
- ・ 入院・入所時の食費・居住費、補装具（コルセット等）の購入費、整骨院・接骨院・はり・きゅう、あんまマッサージなどの療養費は免除の対象となりません。

◆一部負担金の還付について

一部負担金の免除要件に該当する方で、令和6年1月1日以降に医療機関を受診され、一旦お支払いになった分については、一部負担金の還付を受けることができます。領収書、振込先口座が分かるもの（本人の通帳等）、本人確認書類（窓口に来られる方）等をご準備のうえ、

市民課保険年金担当窓口にて還付申請を行ってください。

※還付には申請から3～4か月程度を要する場合があります。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1 階

市民部 市民課

保険年金担当

Tel 7 4 - 8 0 6 1

Eメールアドレス：shimin@city.himi.lg.jp

2 6 国民年金保険料の納付免除

◆事業の内容

令和6年能登半島地震により、住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた場合に、国民年金保険料の全額が免除されます。

◆対象者

災害により国民年金保険料を納付することが困難、かつ住宅、家財その他の財産についておおむね2分の1以上の損害を受けられた方

◆提出書類

- ・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届
- ・ り災を証する書類（り災証明書）
- ・ 保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書の写し

◆申請ができる期間

令和8年1月5日まで

◆免除される期間

令和5年11月分から令和8年6月分まで

※免除申請は年度単位で行っていただくため、現時点では令和5・6年度分（令和5年11月から令和7年6月分まで）の申請手続きになります。令和7年度分（令和7年7月から令和8年6月分まで）については、令和7年7月以降の受付となります。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1階

市民部 市民課

保険年金担当

Tel 74－8054

Eメールアドレス：shimin@city.himi.lg.jp

第 7 章

事業者支援

2 7 専門家活用支援補助金

◆事業の内容

令和6年能登半島地震の影響を受けている事業者が国・県・市等の補助制度を活用するに当たり、申請書等を作成するため、有資格者等の専門家または市内金融機関に依頼した際に発生する報酬等に対して助成します。

専門家：中小企業診断士、行政書士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等有資格者

※月次の顧問料や専門家の旅費は対象外です。

◆補助対象

次のいずれかに該当する方

- ① 市内に主たる事業所の所在地を有する中小企業者
 - ② 市税を滞納していない者
 - ③ 令和6年能登半島地震に係る支援制度の交付決定を受けた者
- 支援制度例 ・富山県なりわい再建支援補助金
・小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）

◆補助金額

補助率 1 / 2、上限 5 万円

※ 従前に申請した災害支援制度と異なる制度であれば、複数回の申請が可能です。

※ 支援制度は令和6年4月1日以降に交付決定（採択）を受けたものに限りします。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

産業振興部 商工観光課

TEL 7 4 - 8 1 0 5

Eメールアドレス：shokokanko@city.himi.lg.jp

発行 氷見市

編集 氷見市企画政策部 地域振興課

〒935-8686 富山県氷見市鞍川1060番地

TEL 0766-74-8013 FAX 0766-74-8255

Email chiikishinkou@city.himi.lg.jp